

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇〇）

〔規則〕

○人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則
（人事院九一三〇一九二）
○人事院規則一七〇〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（同一七〇〇一九二二）

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三三八）
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（同三三九）
○日本国に帰化を許可する件（法務四六七）
○肥料の登録が失効した件（農林水産一五四四）
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一五四五）
○競輪振興法人の住所及び事務所の所在地変更の件（経済産業二二二二）
○競技実施法人の住所及び事務所の所在地変更の件（同二二三三）
○小型自動車競走振興法人の住所及び事務所の所在地変更の件（同二三四）

〔人事異動〕

内閣 内閣府 金融庁 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法務省

〔労働〕

最低賃金の改正決定に関する公示（沖縄労働局最低賃金公示二）

〔公告〕

諸事項

官庁

押収物還付、会社法第四七二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出・第二〇三条第一項の届出

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算終了・清算人退任

会社その他

省令

○厚生労働省令第百十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

平成二十九年十月十二日
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（健康診断の方法等） 第十四条（略）			
2（略） 別表第二の基準の欄による期間の計算は、採血を行った日から起算する。	2（略） （新設） 別表第二（第十四条関係）	2（略） （健康診断の方法等） 第十四条（略）	2（略） （健康診断の方法等） 第十四条（略）
採血の種類 二〇〇ml全血	採血の種類 二〇〇ml全血	採血の種類 二〇〇ml全血	採血の種類 二〇〇ml全血
基準 一〜七（略） 八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子	基準 一〜七（略） 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子	基準 一〜七（略） 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子	基準 一〜七（略） 八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子
採血 四〇〇ml全血	採血 四〇〇ml全血	採血 四〇〇ml全血	採血 四〇〇ml全血
九〇〇ml全血	九〇〇ml全血	九〇〇ml全血	九〇〇ml全血